

令和 7 年度 熊本県立天草高等学校 部活動に係る活動方針

1 目標

- (1)人間性、個性の伸長ならびに知識技能練磨
- (2)社会連帯性の自覚及び健康の維持

2 練習日、練習時間

(1)練習日

- ア 1週間の練習日は、5日以内とする。このうち、土曜日及び日曜日(以下、「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、週休日に活動する場合は、あらかじめ該当週又は翌週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期考查の1週間前からは、練習を中止とする。
- ウ 夏季休業中の閉庁日は、練習しないこととする。

(2)練習時間

- ア 平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。なお、練習時間には移動、準備、片付け等は含まない。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3)完全下校時間

- 授業日 19:00
- 休業日及び長期休業期間 19:00
- (課外がない長期休業期間は18:00)

(4)共通の休養日

- ア 定期考查前の一週間
- イ その他
- 夏季学校閉庁日4日間
- 冬季休業日3日間程度の休養日を設定すること

(5)上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間

大会スケジュール等により、練習時間・期間の延長ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、部顧問が、1週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿願を校長に提出し、承認を得る。

5 運動競技会等への参加

運動競技会への参加は、高体連、高野連、高文連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も部顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した参加許可書を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1)部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2)部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては学校徴収金に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3)その他

部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者には活動計画の配付を行い、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。

本指針は、令和元年(2019年)8月30日に策定、令和元年(2019年)9月1日より先行実施。令和2年1月再検討を行い、令和2年4月1日より施行。